

『土芥寇讎記』と他史料に見える

大名像の異同についての一考察

—備後福山藩水野勝慶、安芸広島藩浅野綱長を事例に—

天野彩

○、日本社会史特論、第四班作業工程

—班総論の代わりとして—

第四班では、『土芥寇讎記』の編者に近づくこと視野に入れつつ、編者が描く大名像を明らかにすることを目指した。

当初は、「評」中の大名や家臣の「文武」に関する表現に注目することで、編者像に迫ることを試みた。その後、班員各々の関心に従って、編者がどのような学問的素養のうえに、理想の大名像・家臣像を語っているか。その理想像を前提として、編者が行っている各大名の評価と、その「実態」とがどの程度一致し、あるいは相違しているか。さらに、『土芥寇讎記』の記述様式から、どのような体制で編集作業が行われているかを、それぞれが探求した。結果としては、編者の政治的・社会的・学問的な位置を、おおまかながら浮き彫りにすることが出来たと考えている。

また、編者の学問的素養を説明する大きな手がかりとして、「評」中に現れる、他の書物からの引用がある。この引用をすべて洗い出し、引用元の原典を明記していないものも含めて、原典の記述を出来る限り確認した。それと同時に、明将・愚将、あるいは賢臣・愚臣の評価基準として用いられる人物名を拾い上げて、この二つを表にまとめた。今回作成した表は、「索引」代わりやその他の用途で、今後の『土芥寇讎記』研究の基礎となれば幸いである。

一、はじめに

『土芥寇讎記』では、当時の大名をについて記しながら、いくつかの視覚から、理想の大名像、あるいは忠義の家臣像が語られている。まず各大名の情報、具体的には「文武」の有無、士民の哀憐、仕置の善し悪し、行跡の善し悪し、色欲の深淺などが記された「本文」をもとに、「謳歌評説二云、…」あるいは「評二云、…」に続く部分（以下、これを「評」とする）で、大名に対する評価がなされ、さらに主将としてあるべき姿のなんたるかが述べられているのが、『土芥寇讎記』の基本的なスタイルである。

『土芥寇讎記』を読み解くために、説明すべきことは多々あるだろうが、講義中に議論されたのは、およそ以下の点であろう。評中でなされている評価の基準はどのようなものであるか。評中の大名評価や、理想の大名・家臣像の背景にある、編者（1）の学問的・思想的基盤はどのようなものか。記載されている大名に関する情報は、その実態と比べてどこまで妥当であるか。以上のような問題関心は、いずれも『土芥寇讎記』編者がどのような立場に立つ、何者であるかを説明することを志向していると言ってよい。

本報告では、集められた大名に関する情報は、その「実態」と比較してどこまで妥当であるか。言いかえれば、『土芥寇讎記』に記載されているものと、他の史料に残された大名像がどの程度一致し、または相違するかということに注目した。これを分析することにより、編者の描く大名像の特質の一側面を明らかにし、また編者の政治的な立場をも明らかにすることが目的である。

この分析をするにあたって、現在の広島県下の諸大名をとりあげることとする。安芸広島藩主浅野綱長、備後福山藩主水野勝慶の二名である。

二、水野勝慶の場合

水野勝慶は、寛文元年（一六六一）に生まれ、元禄一〇年（一六

九七)三七歳で死去した。『土芥寇讎記』に記載されている、元禄三年(一六九〇)時点の年齢は数えて三〇歳である。家督相続は父の死去に伴い、寛文三年(一六六三)二月三日、僅かに三歳の時であった。水野家は、元和五年(一六一九)に福島正則が改易されたのち、大和国郡山(六万石)から入封し、備後国南部を中心に十萬石を領有した。それまで山陽地方は外様大名で占められており、幕府はこの機に備後国を「西国の鎮衛」とし、大名支配の拡大強化を図ったものだという⁽²⁾。勝慶(後に勝種と改称)はその第四代藩主である。なお元禄一〇年(一六九七)、勝慶が俄に咯血して没した跡は、その年誕生したばかりの嗣子勝岑が相続したが、この勝岑も翌年夭折して、福山水野家は断絶した。(後は二代勝俊弟の孫勝長の系統が、水野家を継ぐ。一万、一万八〇〇石)

さて勝慶に対して、『土芥寇讎記』評中では次のような評価がなされている。

本文ノ如クナラバ、大抵ノ将也。然レドモ、主将トシテ文武ナキハ、大ヒナル失ナリ。次ニ、士民哀憐ノ心深カラズモ失也。利発過テ己積多キモ、失也。加様ノ失アル故ニ、家民共ニ穩和ナラズ、去バ御近習ニ被レ召仕ハ、幾程ナク御免アルモ、其ノ身ノ難有ル故ナルベシ。

評では、ここにも見えるように、大名や領国に関する情報が納められた「本文」と呼ばれる部分に基づき、各大名の評価がなされているのであるが、勝慶については本文中で、文武共に学んでいるとは聞かない、才智であるが利発が過ぎ小癩な事が多い、また行跡には悪事無く人使いも大抵であるが、士民を實を以て哀憐せず家中が穩和ではないと、言われている。元禄二年(一六八九)に「御近習御詰衆之列ニ加リ、幾程ナク有リ御免評。」との記載もある。

この本文を受け、紹介した評中では、勝慶の文武がないこと、士民哀憐の心が深からざること、利発過ぎて己積たることの三点が、主将としての失であると断じられる。その失が元凶となつて、家民共に穩和ならず、また御近習を御免となつたのだと評価されている

わけである。以後は勝慶への評価の根拠を示すように、智の「実」について、聖智と猿智・世智・辨智について、將軍家の聖堂建立について等、編者の理想とする大名像が述べられている。

『土芥寇讎記』の本文や評を読み解く上で、編者の持っていた学問的素養や思想的背景を探ると同時に、本文の情報ほどこまで正確で、それに基づいた評ほどの程度妥当であるか把握する必要があるだろう。すなわち、各大名の「実態」と比較検討が必要である。ここでいう「実態」と比較するとは、各大名のデータは正確であるか、それに基づいて描かれている大名像に反映するような、現実的な問題があるかどうかを、検討することである。

この作業は、編者の立場を明らかにすると同時に、どのような要因が、本文や評中に反映しているかを明らかにする作業であり、『土芥寇讎記』の記述を検討する際の前提となるものである。

作業を進めるにあたり、幕府が後に作成した史料や藩側が残している史料との比較を行った。今回特に利用したのは、勝慶に仕えた水野家旧家臣の編著による「水野記」⁽³⁾という史料である。

「水野記」の編著者吉田彦兵衛秀元は、承応二年(一六五三)生まれ、寛文五年(一六六五)に一三歳で初めて出仕し、以後勝慶にとりたてられた。元禄一年(一六九八)水野記改易の後に、京都伏見に隠遁して、水野家の家系や歴代の事跡、家臣の動向や、改易後の処置などを載せた同書を執筆した。全体を通して故君の顕彰の色合いが濃く、成立は享保一八年(一七三三)秀元死去の数年前のことと推定される。

この「水野記」で勝慶は、為人を「勝慶氣質和順ニシテ嚴威アツテ、不レ猛」といわれ、随所で仁心深い主君・領主として語られている。いくつか例を挙げると、初めて入国するとき、禁制の材木を窃盗した罪人の梟首を見て、「材木ハ斫ト云トモ可シ生ヌ、人ノ首ハ一度剉テ不レ可シ生ヌ」と言い、これを国民が慶んだ。窮乏の家人には金銀を貸し、凶年には府庫を開き、また狩りによって田畑を踏み荒らすことを深く誡めた。家臣も勝慶に倣って、民の咎や民が飢えるの

は自分の過失と思ひ、凶年には民を救つたなど、「士民を憐れむ」主君として描かれる。

文武の嗜みについても、いくつか記述があり、「時々講釈ヲナサシメテ聞タマフ、家人共モ末座ニ連テ聞シ之也」或は、「馬ヲ持タザル家中ノ嫡子并中小姓ノ輩ニ馬ヲ借シテ乗習ハシム、且家中ノ者ノ武芸ヲ折々ニ御覽アリ」とある。具体的に、林鳳岡門弟伊庭春貞を召して、家臣も同席させて論語の講釈を聞いている、元禄三年一月二日の記事があり、また元禄四年には佐藤直方を召し抱える(但し、翌年致仕)。元禄三年以前に、特に文武を心掛けたという記事は見られないが、水野家では、寛文・延宝期に中島道允、永田養庵という閨斎門の儒者を抱えており(4)、必ずしも文武の嗜みがないとは言いがたい。

これらの点では、『土芥寇讎記』と「水野記」との記述は、乖離を生じている。その理由として、故君の顕彰を主目的とした「水野記」で、実際そうであった以上に、仁心深い主君像が描かれている可能性が挙げられる。ただし文武に関しては、身内びいきだけで片づけられるものではない。儒者を抱えている事実があるにも関わらず、『土芥寇讎記』で「文武の嗜み」がないとされているのに、疑問の余地が残るのである。

一つには、「水野記」にも元禄三年以前に、高名な儒者を召して講釈を受けたという記録が残っていないことを指して、文武なしと評価されている可能性がある。二つめの理由として、『土芥寇讎記』編者のいう文武は、大名個人の素養を養うためのものではなく、家臣の教育をも視野に入れたものを指している、と考えることもできる。評中に湯島聖堂を賞賛する記述で、「大学頭ヲ以、度々ノ御講釈ヲ御役人ニ聞カシメサセ給バ、忝モ天下ノ人ヲ普ク道ニ入シメントノ、大道ノ御慈悲ヨリ起リ故ニヤ」とあることから、こちらの可能性の方が高いと考えられる。

もう一点「水野記」中に気になる記事がある。元禄二年、御近習衆(奥詰)御免に関する記事と、その後の対幕府関係である。一連

の記事を記しておこう。

元禄二年二月晦日將軍家好_レ於猿樂_一使_レ勝種_一ヲ召_一中加於御相手_上之旨有_二上意_一、依_レ之同日及_二于暮_一、而勝種召_二觀世織部_一春藤源七_一而學習_レ之也

同年三月朔日將軍家於_二于舞台_一為_二於猿樂_一、于_レ時勝種為_二御相手_一則_レ應_二御意_一也

一同月二日、勝種為_二御奥詰_一也御近習衆也

勝慶の奥詰衆任命は、三月一日に綱吉から急に猿樂の相手を勤めさせられた翌日のことであつた。「水野記」には御免の記事は無いが、『寛政重修諸家譜』や『徳川実紀』によれば、同月二五日のことである。同時に任命された他の大名が、少なくとも四月まで勤めているのと比べるとやや早く、『土芥寇讎記』の記述と併せて考えると、將軍綱吉との関係悪化を想像させて余りあるものがある。なによりその後の水野家への対応は頗る厳しい。

まず同年四月の帰国の際、「被_レ減_二累代所_一賜_レ之御馬_一、是將軍家有_レ不_レ協於意_一故也、然於_二于勝種_一不_レ知_二於其過_一也」とあり、代々賜っていた馬の数を減らされている。翌元禄三年六月、江戸参府の際にも拜謁を許されず、さうこうするうちに勝種居宅より小火が出て、「依_レ之有_二遠慮儀_一也」と、遠慮を申しつけられる。八月遠慮を免ぜられ綱吉に拜謁するが、一〇月に他の譜代大名が玄猪を賀すため登城しても、勝慶には登城が許されず、勝慶と綱吉との確執は消えていないことが伺える。元禄四年の正月には、謡始や、具足鏡餅披に出仕が叶わない。結局、元禄五年五月の江戸参府にしばらく拜謁を許されなかったということがあつて後、八月に再び奥詰を仰せ付けられ、以後は將軍家との関係も改善したようである。

このように、將軍綱吉と水野勝慶、ひいては將軍家と水野家との関係は、元禄二、五年にかけてかなり悪化している。『土芥寇讎記』の編者は、ちょうどこの時期と重なっており、不仲が少なからず影響しているもおかしくない。『土芥寇讎記』では奥詰御免は「其身ノ難有_レ故ナルベシ」と、すべて勝慶の責任に帰されているが、「水

野記」では一連の不和について「是將軍家有_レ不_レ協於意_レ故也」、しかも勝慶はその過失を知らないとする。このことは、編者が將軍家に近い立場にあることを伺わせるのである。その他、勝慶に対する否定的な評価も將軍家を憚つた発言である可能性もある。

よく読み込めば、『土芥寇讎記』評中で、「士民哀憐モ、実ニアラザレバ、真実・和順ノ心ハナキ者也」「謀計ノ術ノ実ハ、：（中略）：終ニハ虚謀アラハレテ、士卒・民間、共ニ疎_レ者也」と、述べられている。これは大名一般に関する論であるが、勝慶についても、利発であることや、士民哀憐の試みがあること自体は否定されていない。文脈上では、勝慶の文武に対する心がけや、市民哀憐の心、実がないと述べているようにも取れる。他の大名で、文武の心掛けがなくても、利発であることで文武の学問があるに等しいと、評価されている者がいることを考えると、勝慶の場合は実に微妙なさじ加減で、「難」に傾いていることを指摘しておこう。

以上述べたように、水野勝慶の項と「水野記」を比較すると、いくつかの相違点が見いだされる。これは編著者の立場の違いによると思われる。「水野記」の編著者が水野家の旧臣であるのに対し、『土芥寇讎記』の編者は、將軍家、就中將軍綱吉に近い者と考えられる。文武に関しては、編著者の時期の違いも一因であろうが、『土芥寇讎記』の編者が、湯島聖堂を手本とする家臣教育に重点を置いていると考えられる点にも、注意を払うべきである。

『土芥寇讎記』では各大名のデータを記した「本文」と、それに基づく「評」が基本的なスタイルとなっているが、これらの記載は批判的検討もなしに受入れてよいものではない。本文中のデータは、他史料と比較すると、やや正確さを欠いていることが分かるし⁽⁶⁾、評はここまで述べてきたように、幕府というよりも、むしろ將軍綱吉個人を憚る記述が多くなされているように思われる⁽⁷⁾。

三、浅野綱長の場合

次に、浅野家に関してである。安芸広島藩主、浅野綱長は万治二年（一六五九）生まれ、宝永五年（一七〇八）享年五〇才で没した。安芸広島藩主としては四代目にあたる。襲封は延宝元年（一六七三）で、前藩主の父綱晟が痘瘡で急死したのによつた。綱長はこのとき一五歳と若年であつたため、祖父の浅野光晟が後見人となっているが、『土芥寇讎記』の浅野綱長の項では、この光晟に対する評価が記事の大半を占めている。

まず綱長について、本文並びに評の記述を見ておくと、本文では、生得寛然トシテ其ノ躰安静タリ。若年ノ時、家督相続シケル故ニ、祖父紀伊守光晟後見シ、家司ニ談ジテ、政道ノ沙汰ス。今安芸守綱長三十歳ニ余レ共、光晟諸事下知シテ、綱長心ニ任スル事不_レ成。

とあり、それを受けて評は「綱長ノ天性本文之如クナラバ、先ツ善也。然レ共、自分之政道ニアラザレバ、善悪ノ差別知レ難シ。故ニ無シレ評シ」と評価をしていない。

綱長の後見人である祖父浅野光晟は、元和三年（一六一七）生まれ、寛永九年（一六三二）襲封して第二代藩主の座に着き、寛文二年（一六七二）に致仕して嗣子綱晟へ家督を譲つた。その翌年に綱晟が急死、綱長の後見人として再び表舞台に立つことになる。元禄三年の段階で、七四歳、没するのは元禄六年（一六九三）享年七七歳であつた。

母が家康の娘にあたるため、光晟は家康の孫であり、三代將軍家光の従兄弟になる。また妻は前田利常娘で、將軍家光養女となつて輿入れしており、嫡男綱晟は表向きから登城する以前に、二歳で母に伴われて登城、大奥で將軍家光に見えしている。このように光晟は血筋から、徳川將軍家を深いつながりを持ち、それにふさわしい待遇を受けている。綱晟もその系譜を継いでおり、さらに十分な教育をうけ文事にも関心が深かつた⁽⁸⁾。その綱晟が三七歳で卒し

たのは、大きな痛手であったと考えられる。従って光晟が後見に力を入れたというのは、光晟・綱晟と比較して、綱長の將軍家との繋がりが薄かったことを考えると、ありえることである。

さて『土芥寇讎記』にもどると、光晟に関しては本文中に次のような記述がある。

抑此光晟ハ、行跡少々武道ノ心得アレドモ、文学ナキ故ニヤ、理ニ闇ク、短慮也。大様ナル牀ニテ、極テ吝ニ貪リ、欲深ク、不淳直ナラ、身之樂ヲ第一トシテ、民ヲシベタク。或ハ猿樂ヲ好ミ、或ハ河原者・歌舞・操等ヲ呼ビテ、金銀ヲ弊シ、不足之処出来スレバ、家民ノ者ヲ奪フ。或ハ先規忠勤ヲ尽ス家人ト云ヘドモ、死去スレバ、其ノ跡式半分宛賜フ。…(中略)…：国家ノ仕置不_レ宜カラ。故ニ家士不_レ穩ナラ、民間モ亦苦メリ。光晟ノ後見更ニ無_レ益歟。内外共ニ隱居セラレヨロシカラント、世以評判ス。

これを受けて評では、光晟を「前代未聞之大悪将」と断ずる。その内容はだまかに言つて、(1) 隱居の身で政道を沙汰することの非(8)、(2) 短慮で文字なき事の非、(3) 吝・に依り家民から貪り、苦しめることの非の三点である。中でも(3)に力点が置かれており、『三略』の「香餌下有_二懸魚_一、重賞下有_二死夫_一」を引いて、諸士が義より名・利によつて働く今の作法を説明した上で、戦で忠勤を励んで得た食禄を跡目半分宛減少させることや、家臣に過役を負担させること、己が楽しみである猿樂・歌舞・操の類に金を弊して家民の財を奪うことが非難されている。

実際に、この時期の広島藩では、藩財政窮乏が問題となつてい(9)。しかしこれは商品経済の発達、年貢収納の限界、江戸や大坂への頻繁な移動を伴う生活の奢侈化、それに加えて、度重なる災害が原因となつたものである。光晟の奢りによるものというよりは、社会的な必然性によるものであった。

これへの対応策として、延宝三年から元禄一二年まですべての給知を代官支配とし、藩士には四つ五歩渡し、残りの五歩を藩の借知とし、重い場合は時に半知とする借知を実施している。『芸藩史拾

遺』(10)には、

：頻りに吉凶大札の事ありて其出費の巨額を要するあり、殊に幕府よりは、各地河川等の修築工費若くは祖廟等建築費の賦課等あり、孰も巨額の資金を呈出し加之時に年穀登らざるあり、…：茲に於て已むを得ず藩士の家禄を減給して以て藩費を助けしむ、之れを借り米と称すれども、実は借て返さ、る所にして即ち家禄の減殺に外ならざるなり、…

と財政窮乏から、事実上藩士の禄を減らすに至つた経緯が述べられている。(但し評中で問題となつては、跡目相続の際に禄を半減させたかどうかについては、確認することができなかった。)綱長の治世中に限れば、他に元禄八年、同一二年の儉約令、鉄座(元禄九)・紙座(宝永三)の設置の他、各種運上徴収、銀納、銀札発行(宝永元)四)などの対策が試みられている。このように光晟死後、引き続き財政建て直し策が講じられてはいることからも、これらの施策が光晟の恣意によるものでないことは明らかである。光晟の浪費による財政窮乏と、吝・のための家民搾取という編者の説は、否定できる。もちろん借知を指示したのが、光晟であったかどうかまでは定かではない。しかしその持続性からすると、当時の広島藩にとつては、不可避の政策であった。

編者は、この借知に対して、否定的な立場に立っている。先ほども述べたように、評中では『三略』を引きながら、「(浅野家が)今領セラル所ノ大禄ハ、家人命ヲ捨テ忠戦セシ故也。然ルヲ、其ノ忠ヲ忘レ、知行半分宛減少セバ、誰カ自然之時志ヲ励マン」と、家臣の名・利をかなえることが、大名家の安泰につながると主張している。恩賞としての知行を重視する立場から、家臣の減知を批判しているのである。

一方で、光晟致仕後の動向を探ると、国元における仕置にどれほどの影響力があったのかは、残念ながら分からない。だが江戸においては、意外なほど政治の表舞台に立っていることが分かる。「浅野家譜」(1)によれば、延宝九年、元禄元年、元禄三年の三度、召

延宝元 (1673) 9月	登城、綱長元服の御札
延宝3 (1675) 5月	御城へ召され、綱長の縁組みを申し付けらる
延宝9 (1681) 8月	將軍綱吉から安芸国への暇を賜る
貞享2 (1685) 10月	9日二の丸へ召され、綱吉に能を披露。14日綱吉の能を拝見
元禄元 (1688) 4月	御能拝見
元禄3 (1690) 5月	御座間にて御仕舞を拝見
元禄6 (1693) 4月	4月23日安芸国にて死去

※延宝2~5 (1674~1677)、同7 (1679) にそれぞれ光晟妻 (前田利常娘) に雲雀を賜う

表、光晟致仕後の動向 (『浅野家譜』、『徳川実紀』より作成)

されて綱吉の御能を拝見しており、延宝九年には光晟が能を披露したこともある。綱長は生涯を通じて、五度綱吉の能を拝見し、また綱吉の講釈を三度聞いていた。しかしこの貞享二年から元禄三年の間、綱長の「御能拝見」は二度であり、当主である(貞享二年で二七歳であるから、一般的に言って後見人は必要ないであろう)綱長よりも、隠居光晟のほうが回数が多い。このことから、元禄三年までの段階で、光晟は対將軍家「外交」の表舞台には立っていることが確認できる。『土芥寇讎記』の批判は、浅野家の対將軍家関係を構築していた主体を光晟ととらえ、これを根拠にしていると考えら

れる。加えて、「猿楽・歌舞・操」好きという記述とも照応している。

このことと、前述の財政窮乏借知とを合わせて考えると、借知に代表される、藩士を犠牲にした財政強化策への批判(これは編者の「賞罰厳正」の立場に基づいている)を、「猿楽・歌舞・操」好きな光晟を通して行っていると考えられる。同時に家光と同じく、家康の孫に当たる光晟の存在が、いつまでも政治の表舞台にあることが、編者の立場からは疎ましかったことをも予想させる。しかし実際には、猿楽・歌舞・操好きな光晟と、財政窮乏との間には因果関係はなく、隠居云々に関しても、当主機能のすべてを光晟が握っていたという記録は『土芥寇讎記』意外には、見いだすことができなかつた。そもそも、『土芥寇讎記』本文の記述が、国元における情報を正確に把握しているかどうかには疑問が残る(11)。

ともあれ、『土芥寇讎記』で編者が行っている操作は、大名個人や、対幕府関係・国元における仕置を含み込んだ、大名家「総体」への評価を、主将たる各大名や、主将の役割を代行する後見人・家老の、個人的な資質や問題に引きつけて述べているということである。従って、これを読み解く際には、編者の学問的素養もさることながら、各大名家の置かれた時代状況や、幕府との関係なども考慮に入れる必要がある。

最後に、綱長と光晟の文武に関して補足しておく。「芸藩史拾遺」によれば、光晟は、石川丈山(藤原惺窩に学ぶ、軍学者・武芸者として名高い)、黒川道祐(林羅山、堀杏庵に師事、世嗣教育にあたらせる)、堀立庵(藤門四天王の一人堀杏庵の長子)、山名十蔵(世嗣教育にあたらせる)、梅園立意などを儒員としていた。武芸では、弓術、槍術、砲術などで、家臣を遊学させるなど、積極的に教導している。本文にあるように、武に傾いているものの、文学でも林家の流れをくむ者など儒者に抱えており、学が全くないとは言えない。違いがあるとすれば、武芸では家臣教育に熱心であったという点かと思われる。綱長は、延宝五年津村宗哲(林鷲峰に師事)を儒員に

登用し、元禄三年には広島で士民の教育に従事していた植田玄節を褒賞、味木立軒（那波木庵、林鳳岡、山鹿素行に師事）を側儒とする、植田良背（山崎闇斎に師事、元禄一一年登用）を城中に招くなどしている。武法では、延宝六年堀江武兵衛という者に軍法を講釈させている、また砲術の射的場を新築するなどの事跡がある。ここでも、家臣への教育までを視野に入れたものか否かが、文武の有無に関係しているように思われる。

四、おわりに

以上、『土芥寇讎記』中の水野勝慶と浅野綱長の記事を取り上げ、検討を試みた。繰り返しになるが、そのなかで導かれた結論を、もう一度記しておく。

『土芥寇讎記』は本文に記されたデータをもとに、評中で各大名の評価がなされるという体裁を採っているが、各大名は編者の理想とする大名像と対照して評価されている。と同時に、その評価には、各大名家のおかれた現実的な状況が反映されている。大名家の現実的状况とは、大名個人の資質の他、家中や国元での民に対する仕置、対幕府関係など、ある大名家が当時直面していたあらゆる事象^①「総体」と言い換えてもよい。これらは大名や後見人・家老など、評中で評価される者たちの、個人的な資質や問題とは、必ずしも直接的に関係しているわけではない。だが『土芥寇讎記』においては、大名家「総体」への評価と、彼ら個人の善し悪しを論ずることが、一体となって行われている。つまり、各大名や後見人・家老に対する評価は、単に個人の善し悪しに留まるものではなく、大名家「総体」への評価が含み込まれたものと考えるべきである。

従って、『土芥寇讎記』を読み解く上では、他の史料から、当該機の事実関係や、大名および大名家に対する評判を把握し、それと比較して注意深く検討する必要がある。

この作業を行うことは、編者の立場を徐々に明らかにすることを

も意味している。今回の考察では編者は、將軍家、特に將軍綱吉に近い立場にある者であり、また各国の国元というよりは、むしろ江戸における状況を的確に把握している者であることを、明らかにできたと考えている。

このような作業を行った上で、編者の思想的・学問的背景を検討することで、より鮮明な編者像を描くことが、初めて可能となるであろう。

注

① 本書の編纂、執筆過程が不明であるので、評を執筆したものについても、その呼称は一定していない。「筆者」「編者」「評者」などを、各自が適宜用いているが、ここでは便宜上「編者」を採用する。

② 『藩史大事典 第六巻』（雄山閣出版、一九九〇年）「福山藩」。

③ 『広島県史』近世資料編Ⅰ（広島県、一九七三年）。

以下、「水野記」についての記述は、同書「史料解題」より。

④ 『広島県史』近世Ⅰ（広島県、一九八一年）。

⑤ 水野勝慶の記事では、生国が武州となっているが、これは備後福山の誤り。また浅野長照の記事では、浅野光晟の孫とされているが正しくは息子であるなど、事実の記述において、正確さを欠いている。

⑥ 柳沢保明、桂昌院の兄弟という本庄宗資などは、本文・評ともに短い記述でごく簡単に「誉の将」と評価されており、他の大名評価と比較して、過大評価ではないか。湯島聖堂、猿楽等について

ての評価も、揺れている感がある。

(7) 綱晟の教育には、堀立庵（藤門四天王の一人堀杏庵の長子）、儒医黒川道祐（林羅山、堀杏庵に師事）、山名十蔵などが当たっている。また、綱晟自身、『本朝人鑑』『続本朝人鑑』を作成している（これには林鷲峰が関わっている）。（『広島県史』近世Ⅰ、広島県、一九八一年）。

(8) 『徒然草』第三八段に、評中で引用されている『莊子』天地篇、『白氏文集』の引用がある。あるいは編者も『徒然草』から、引いた可能性があるか。

(9) 『広島県史』（前掲注4参照）、一四八―一四九頁。

(10) 「芸藩志拾遺 卷四」（『広島県史』資料編近世Ⅰ所収。大正二年序文。明治三〇年以降、浅野長勲の依頼により編纂された「芸藩志」につづいて脱稿されたもの）。

(11) 『広島県史』資料編近世Ⅱ所収。解題によれば、浅野吉長（綱長嗣子、五代藩主）自筆本が底本。享保元年編集し、幕府へ提出したもの控え。

(12) 浅野家の分家である備後三次藩の浅野長照は、「家民ヲ憐ミ、諸事穩順ヲ旨トシ、第一慎深ク、忠孝ノ事ヲ専ラトス」る、誉ある将と評価されている。しかし三次藩は、幕府への役儀は独自に勤めたものの、家臣の構成や藩内の仕置については、広島浅野家からの自立性は強くなかった。また浅野長照は、常時在府で国元への帰国していない（『藩史大事典 第六卷』および『広島県史』近世Ⅰ）。浅野家における光晟の影響力が強かったとすれば、三次浅野家においても同様と考えられるが、長照の項では言及されていない。『土芥寇讎記』編著に際しての情報収集の方法や、正確さには注意を要するであろう。